

愛西市農業集落排水事業等に伴う排水設備工事の
設計及び施工基準に関する指針

令和6年4月
(令和6年7月1日施行)

愛西市上下水道部下水道課

(目的)

第1条 この指針は、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例第9条第2項に規定する排水設備工事の承認の審査の基準を定めることを目的とする。

(排水設備の概要)

第2条 排水設備とは、条例第2条第3号に定義するものであり、その範囲は台所・洗面所・浴室及び水洗便所の便器に続く排水管から公共汚水ますまでとする。

(排水設備の排除方法)

第3条 排水設備の排除方法は分流式とするので、汚水については公共汚水ますへ、雨水については雨水排除施設(側溝、排水路等)へ別々の管渠等によって排除しなければならない。

(排水設備の構造及び材質)

第4条 排水設備の構造及び材質の基準は次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 排水管

イ、内径及び勾配

汚水を排除する排水管の内径と勾配は、維持管理面を考慮して次表により決定する。

排水管の形態	排水管の内径(mm)	勾配
小便器、手洗い 炊事場、洗濯場	75 以上	3/100程度(ただし延長3m以下)
大便器、ます相互 を連結する排水管	100 以上	1/100程度

ロ、管内流速

排水管の流速は管内の掃流力を考慮して0.6~1.5m/秒の範囲とすることが望ましい。最大流速は3.0m/秒以下とし、これを越える場合には汚水ます等で落差を設けて流速を抑えること。

ハ、管種の選定

排水管の管種は、水密性、施工性や維持管理面を考慮して硬質塩化ビニル管(VU管)を原則とする。ただし、土被りが浅く特別な荷重がかかる場合はVP管、または、これに耐えうる管種を選定する。

ニ、土被り

排水管の土被りは、原則として20cm以上とするが、荷重等を考慮のうえ必要な土被りを確保する。

ホ、基礎及び保護

排水管は沈下、損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。

(2) 汚水ます

イ、設置箇所

ますは、原則として次の箇所に設置する。

- ・ 排水管の起点、合流点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所。
- ・ 排水管の内径、勾配、管種の変化する箇所。（ただし、排水管の維持管理に支障のないときはこの限りでない。）
- ・ 排水管が直線である時は、管径の120倍以内の間隔で排水管の維持管理上適正な箇所。

ロ、材質及び構造

ますは硬質塩化ビニル製等の不透水性なもので、地下水及び雨水の浸入を防止でき、かつ堅固で耐久力を有する構造とする。底部には勾配のついたインバートを設けたものとする。

ハ、大きさ

ますの内径は150～300mm程度とし、維持管理上支障のない大きさとする。

ニ、ふた

ますのふたは十分な強度を有するもので、臭気の発散防止及び雨水流入防止のため密閉形とする。

(3) 特殊ます

イ、ドロップます

排水管の上流、下流に著しい落差がありインバートだけで結ぶことができない場合に設置する。

ロ、トラップます

悪臭防止のため器具トラップの設置を原則とするが、器具トラップが設置できない場合にトラップますを設置する。

トラップますを設置する場合は次の事項に注意する。

- (1) 二重トラップとしてはならない。（器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。）
- (2) トラップの口径は75mm以上、封水深は5cm以上10cm以下とする。
- (3) トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の60倍を超えてはならない。ただし、排水管の清掃に支障のない時はこの限りでない。

ハ、分離ます

台所・浴室・洗面所からのゴミや毛髪を阻集し、油脂・土砂等を分離するために、分離ますを設置する。

分離ますは、し尿を含まない雑排水のますとして設置し、便所からの排水が分離ますに逆流しないように位置や高さを決定する。

1. 設置箇所

台所・浴室・洗面所からの排水が通過する場所に設置するものとし、便所からの排水はこのますを通過させてはならない。

2. 材質及び構造

まずは硬質塩化ビニル製等の不透水性なもので、地下水及び雨水の浸入を防止でき、かつ堅固で耐久力を有する構造とする。また、排水流入部あるいは流出部にゴミ取りかごがついたものとし、宅内排水からのごみを収集でき容易に取り出せる構造とする。

3. 大きさ

まずの内径は300mm程度とし、維持管理上支障のない大きさとする。

4. ふた

まずのふたは十分な強度を有するもので、臭気の発散防止及び雨水流入防止のため密閉形とする。

(4) 通気管

排水管内部の圧力変化により、排水設備の機能を損なう障害（トラップ破壊）を防止するため、通気管を設置する。

永和台（大井町）、東八幡町、西八幡団地および諸桑団地の処理区域は、流送が自然流下方式のため、通気管は不要とする。

イ、設置箇所

便所から排水される管に設置する。

ロ、材質及び構造

硬質塩化ビニル製等の不透水性なもので、口径75mm程度の筒で地下水及び雨水の入らない構造とする。

(排水設備の施工)

第5条 排水設備の施工は、施工主の指示に従って丁寧、正確に良心的に行わなければならない。このため、施工責任者は、工事を実施するにあたり本指針第3～4条及び次の各号に十分注意しなければならない。

(1) 一般的事項

イ、設計図並びに現場の状況を熟知する。

ロ、着工前に施工順序、方法等について施工主及び関係機関と十分に協議、打ち合わせを行う。

ハ、危険防止、災害の防止には十分留意する。又、万一不足の事態が生じた場合においても、関係機関に連絡すると共に、その被害を最小限にとどめるように応急の措置を講じる。

ニ、施工現場の跡片付け、仮設物の撤去、清掃等は十分に行う。

ホ、騒音、振動等の公害の防止に努める。

(2) 排水管の施工

排水管の布設は、適正な勾配、配管及び完全な管接合が生命である。又、排水管は地下に埋設され見えなくなるので、わずかな手抜きもあってはならない。

イ、掘削工

- 掘削工は、測量を行い水糸を張り定規棒を用いてます間を不陸のないように一直線に掘削し、掘り過ぎ、こね返しのないようにする。

- ・ 土質、深さ、その他の状況により必要に応じ山留めを施す。
- ・ 湧水等がある場合は、適切に排水を行う。

ロ、基礎工

- ・ 掘削基礎面は、タコ突きその他の方法で十分に突き固める。
- ・ 地盤が軟弱な場合は砂利等で置き換え、あるいはその他の工法により不
等沈下を防ぐ基礎工を行う。

ハ、管布設工

- ・ 排水管はレベル等により勾配を確かめて布設する。
- ・ 管の受け口側は、上流に向け管の中心線、勾配を正確に保ち、下流から
上流に向かって布設する。特に管の通りを十分に確かめる。
- ・ 管の場合は管渠の材料及び継手の構造にあわせて適切に行う。
- ・ 接着接合の場合、オス管の外表面を面取りして受け口及び差し口をきれい
に拭い、受け口内面、差し口外面の順で接着剤を薄く均等に塗布し手早く
挿入する。接着剤は管内に漏出しないように注意する。
- ・ ゴム輪接合の場合、受け口、差し口をきれいに拭い、ゴム輪の状態を確
認した上で滑材を均一に塗り十分に挿入する。

ニ、埋戻工

- ・ 排水管の布設後、接合部の硬化をまって良質土と同等品以上で入念に突
き固めながら埋め戻す。埋め戻しの際には管を動かさないように注意する。
- ・ レキ等の固定物は排水管に直接触れないようにする。

ホ、その他

- ・ 露出配管は出来る限り避ける。特殊な事情により露出配管とする場合は
サヤ管等適切な材料で防護し、支持金具を用いて堅固に固定する。
- ・ 建築物の壁等を貫通する排水管は、配管スリーブを設ける等有効な管の
損傷防止のための措置をする。
- ・ 建築物を損傷し、または、その構造物を弱めるような施工方法を用いて
はならない。

(3) ますの施工

イ、掘削工

排水管の掘削工に準ずる。

ロ、基礎工

排水管の基礎工に準ずる。

ハ、築造工

ますと排水管の接合は、管の外表面を面取りして、ますの受け口管の差し口
をきれいに拭い、受け口内面、差し口外面の順で接着剤を薄く均等に塗布し、
手早く挿入する。

ニ、埋戻し工

排水管の埋戻し工に準ずる。

様式集

- 加入申請書「様式第 12 号（第 10 条関係）」
- 排水設備工事（新設、改造、撤去）承認申請書「様式第 3 号（第 3 条関係）」
- 排水設備工事完了届「様式第 5 号（第 4 条関係）」
- 排水施設使用開始等届「様式第 7 号（第 5 条関係）」
- 排水施設使用等変更届「様式第 8 号（第 5 条関係）」
- 海部南部水道企業団所有個人情報利用同意書

様式第12号(第10条関係)

加 入 申 請 書

年 月 日

(宛先)愛西市長

申請者 住 所
氏 名
(TEL ー)

下記のとおり新規に加入したいので、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

処 理 区 名	
所 在 地	愛西市
区 分	1 一般用 2 一般営業用 3 業務用
建 築 物 の 用 途	
世 帯 人 員	人
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

営業されている方又は営業を予定されている方は記入してください。

名称(屋号)		代 表 者 名	
従 業 員 数	人	換 算 処 理 人 員 数	人
用 途		厨 房 施 設	有・無
備 考			

様式第3号(第3条関係)

排水設備工事(新設、改造、撤去)承認申請書

年 月 日

(宛先)愛西市長

工事申請者 住 所

氏 名

(電話 ー)

下記のとおり排水設備工事の新設(改造、撤去)をしたいので、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づき申請します。

記

処 理 区 名	
使 用 者 名	
施 工 場 所	
家屋等所有区分	1 持家 2 借家(所有者) 3 借地(所有者)
施 工 方 法	
施 工 業 者	
工 事 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	別紙のとおり

別紙

工 事 施 工 方 法

施 工 業 者	住 所
	氏 名
	(電話 — —)
	責任技術者

排 水 区 分 1 一般家庭用 2 その他

浄化槽の処理方法 1 撤 去 2 その他()

接 続 状 況 1 全部 2 一部

指示事項 1 施工に際しては、申請書の記載事項と相違しないこと。

2 申請事項に変更を生じたときは、再度承認申請書を提出すること。

3 この申請書には、次の図書を添付すること。

(1) 位置図

(2) 平面図 敷地全体が分かる縮尺で、詳細部について縮尺1/100で図示する。

(3) 材料表 使用材料の一覧表

(4) その他 既設浄化槽の処理方法

排水設備工事完了届

年 月 日

(宛先)愛西市長

工事申請者 住 所

氏 名

(電話 ー)

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により届け出ます。

記

1 処 理 区 名

2 施 工 場 所 愛西市

3 施 工 業 者 名

4 承 認 年 月 日 年 月 日

5 完 了 年 月 日 年 月 日

6 備 考

様式第7号(第5条関係)

排水施設使用開始等届

年 月 日

(宛先)愛西市長

届出者 住 所

氏 名

(電話 ー)

下記のとおり排水施設を使用開始(休止、廃止、再開)したいので、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定に基づき届出します。

記

処 理 区 名	
使 用 者 名	
所 在 地	
開始等年月日	年 月 日(休止、廃止、再開)
使 用 目 的	1 一般家庭用 2 その他
建築物の用途	
世 帯 人 員	

営業をされている方のみ記入

名 称 (屋 号)		代 表 者 名	
従 業 員 数		業 種	
厨 房 施 設	有 ・ 無	用 途	

※排水施設の使用廃止をしてから再加入した場合、新規加入金として30万円が必要になります。

排水施設使用等変更届

年 月 日

(あて先)愛西市長

届出者 住 所

氏 名

(電話 ー)

下記のとおり排水施設の使用に変更が生じたので、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき届出をします。

記

処 理 区 名		
所 在 地		
使 用 者 の 変 更	前	
	後	
使 用 目 的 の 変 更	前	
	後	
建 築 物 の 用 途 変 更	前	
	後	
そ の 他		

海部南部水道企業団所有個人情報利用同意書

年 月 日

愛 西 市 長 殿

住 所

氏 名

海部南部水道企業団が所有する個人情報を農業集落排水事業等の使用料金の算定資料として利用されることに異議ありません。